

おりであろうが、本件の場合には、放射能被害（とりわけ低線量被曝による）についての科学的知見の不確かさが残ること、その結果、「専門家」のなかでも安全基準についての意見が分かれること、今回の事故を通じて、政府等の公的機関や「専門家」「科学者」に対する国民の信頼が崩壊し、「科学的合理性」なるものへの強い懐疑が存在することなどを踏まえ、また、低線量被曝については、科学的知見には不確かさが残るが、その危険性は重大であり、もし、それが現実化した場合に生じうる被害は深刻なものとなるから、いわゆる「予防原則」の視点から「合理性」を判断すべきである。

#### IV おわりに

これまで、深刻な被害を出してきた公害や薬害等では、裁判による賠償と自主交渉、さらには各種の制度要求が結合されて救済が実現されていつている（例えば、イタイタイ病事件では、判決後の交渉により、被害者の救済、農作物被害の補償と汚染土壌の復元、発生源対策等に関する協定が結ばれ、それに基づく取り組みが成果を上げている）。これらと同様に、本件でも（あるいは、従来の公害等のケース以上の意味において）、訴訟による救済と自主交渉、ADRによる救済、制度的要求の組み合わせが考えられるべきであろう。今回の事故の特質として、原発ADRが作られたことが挙げられる。この仕組みがこれまで果たしてきた意義と限界や問題点を検証し、今後、被害救済の仕組みとその役割分担をどう改善していくのが問われている（この点は第5章参照）。また、本件被害の場合、その広範性や、さらには継続性からみて、その回復のために必要な措置は多様かつ大規模なものとならざるをえないが、それらをすべて損害賠償の形で実現することは不可能であり、これまでの公害等の事例以上に、国や自治体等による制度的対応が重要となる。この制度的措置に関しては、現時点でなされている措置（放射線物質汚染対処特措法による除染、原発事故子ども・被災者支援法等）の現状と問題点や限界の洗い出し、新たな制度要求の具体化等の作業が必要であり、そのような全体としての救済措置のなかで損害賠償が占める位置を見極めていくことが必要となる。

## 第1章 被害論

### 1 「包括的生活利益」の侵害と損害

#### 淡路剛久

##### I 序

##### 1 避難被災者（被害者）の状況

(1) 未だ生活の再建ができない膨大な数の避難者

福島第一原子力発電所事故（福島原発事故）から4年余が経過した。この間、被害者（被災者）に対する国の施策、たとえば、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域の設定と再編、除染対策、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審と略称することがある）の設置による賠償指針（中間指針）の策定と原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADRと略称することがある）による和解の仲介などの施策、そうして東京電力（東電）の対応措置としての被害者に対する損害賠償の支払いなどが進められてきた。しかし、被災者の困難な状況はあまり改善されていない。その最たるものが避難生活である。被災者の避難状況に関する報告によると（福島県災害対策本部の即報第1342報、2014年12月26日現在）、県内避難者75,796人、県外避難者（2014年11月30日まで）45,934人、避難先不明者は50人、（集計の時期によって若干の相違が生ずるが）合計121,780人となっている。

これらの膨大な数の避難被害者が最も強く望むのは、避難生活からの生活の再建であり、それを現実させることが国および関係自治体の何よりも急がれる重要な課題である。そのために、復興の加速化が決定された（2013年12月20日、閣議決定）。元の市町村の復興が可能であり、それが加速化され、元のように（あるいはそれに近い形で）居住し生活できる故郷（ふるさと）・自宅への帰還の促

害と被害の類型は交通事故であり、そこでの損害賠償請求は、人身損害にしても、物的損害にしても、個別事故における個別的損害の賠償請求としてあらわれるので、賠償されるべき損害が個別的損害項目ごとに把握され、裁判例が積み重ねられ、損害賠償法の中心となる損害賠償体系が形作られることになった。しかし、交通事故損害賠償においても、賠償基準は事案の性質に応じて多様化や修正が加えられており、裁判例でも損害事実説によって説明できる(その方が適切な)事例も少なくない。医療事故判例にも同様の傾向があらわれている。

これに対して損害事実説は、法益によって生じた不利益そのもの、あるいはこうむった不利益として主張されている事実そのものを損害ととらえる考え方である。学説上、有力な立場であり、裁判例上も、公害被害や水害の裁判例では包括的損害方式をとるものが多いが、これらの裁判例は損害事実説により親近性を有する<sup>12)</sup>。

要するに、判例の立場に立っても、また学説の立場に立っても、損害項目別・金銭的差額説によってすべての損害賠償問題の解決をはかろうとすることは妥当でないといえよう。本件原発事故についても、本件不法行為の加害と被害の実態を踏まえ、それらの態様に依りて損害論を組み立てる必要があると思われる。

### Ⅲ 本件原子力事故によって引き起こされた権利法益の侵害

#### 1 本件原発事故によって侵害された基本的な権利法益

##### (1) 侵害された基本的な権利法益

未曾有の本件原発事故によって侵害された被害者のもっとも基本的な権利法益はなんだろうか。この点を避難中の被害者に問えば、躊躇なく「地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと」、「家族離散による生活の破壊」、「故

12) 人身損害についての死傷損害説は損害事実説によって説明できよう。交通事故賠償の場合の逸失利益について、下級審裁判実務は一般に稼働能力喪失説をとっているが、これも稼働能力という法益に生じた喪失という不利益を損害ととらえているから、損害事実説的な損害のとらえ方ということができる。最高裁判例には、金銭差額説をとりつつ、稼働能力説にも一定の理解を示したとみられる判決もある。最判昭和56・12・22民集35巻9号1350頁、最判平成8・4・25民集50巻5号1221頁。

13) 最判平成11・2・25民集53巻2号235頁など。

14) 淡路剛久「不法行為法における権利保障と損害の評価」(有斐閣、1984年)で論じた。

郷を失ったこと」などと答えられるであろう<sup>15)</sup>。このような日常用語レベルでの被害を、法的な損害賠償概念に翻訳するとき、上記中間指針の個別損害項目のような、主として交通事故賠償によって形作られた、既存の損害賠償法の仕組みによって表現しきれぬであろうか。原発事故によって侵害され破壊されたのは、根本的には日常生活そのものであり、そこから様々な具体的な損害が生じる。中間指針のように、政府避難指示区域を媒介とし、相当因果関係に直結された個別的・差額説的損害項目の枠組みからアプローチするのではなく<sup>16)</sup>、本件原発事故によって侵害された権利法益を問い、そこから賠償されるべき損害項目を導いて金銭化するのでは、事案に適合した法的構成の点でも、その結果としての損害賠償額においても違いが生じるのではなからうか。

それでは、「地域での元の生活を根底からまるごと奪われた」本件原発被害の実態を、どう法的に表現すればよいであろうか。

#### (2) 法的には

損害事実説によれば、「地域での元の生活を根底からまるごと奪われた」こと、すなわち、平穏な日常生活(家庭生活、地域生活、職業生活など)を奪われたことが、損害である。差額説をとっても、法益の差としてとらえる考え方によれば、侵害行為がなかったならば惹起されなかったであろう状態から侵害行為によって惹起されている現実の状態の差(無形の損害)であり、それは平穏な日常生活の喪失である<sup>17)</sup>。平穏な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき権利法益(自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む)であり、「包括的生活利益としての平穏生活権」(包括的平穏生活権)と呼ぶことができる。

もっとも、「平穏生活権」という権利概念は、吉村教授が論じられたように<sup>18)</sup>、

15) 詳細な被害の実態については、浪江町被害者の実態調査であるが、早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト「浪江町被害実態報告書」(2013年8月)参照。

16) 満見・前掲注8)42頁は、自主的避難についてであるが、「政府による指示」の有無は過大視されるべきではないと指摘する。

17) 満見・前掲注8)46頁以下は、「平穏生活権」の視点とこのような法益状態の「差」から、「その地域で平穏に生活する権利」(事業者の場合には、その地域で事業活動を展開する権利)と捉え、「権利侵害(ここでは平穏生活権の侵害)がなければ、被害者が現在置かれているであろう状態」を金銭によって価値的に実現するための制度としての損害賠償を構想することこそが重要——これは差額説と矛盾するものではない——と述べられている。従来の平穏生活権をそのまま用いている点で、私の用語とは異なるが、趣旨は同じと解される。

18) 吉村良一「平穏生活権」の意義」(行政と国民の権利)(法律文化社、2011年)232頁以下。

いくつかの意味で用いられているので、従来の「平穏生活権」の意義と本件の「包括的生活利益としての平穏生活権」の意義について、述べておく必要がある。

## 2 従来の「平穏生活権」と「包括的生活利益としての平穏生活権」

### (1) 従来の平穏生活権——二つの場合

従来、「平穏生活権」は二つの場合に用いられてきた。一つは、騒音被害事件や嫌忌施設による生活妨害事件のように、精神的平穏が侵害される場合であり、その被害利益は、主として精神的人格権である。もう一つは、廃棄物処分場や遺伝子組み替え施設などから人体に有害な汚染水や病原体が流出し生命・身体に被害を受けるのではないかとという深刻な恐れ・危惧による人格権侵害のような場合であり、その被害利益は身体的人格権(身体権)に接続(直結)した平穏生活権である。

わたくしは、後者について、かつて次のように述べた<sup>19)</sup>。第一に、「単なる不安感や危惧感ではなく、生命、身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻な危険感や不安感となって精神的平穏や生活を侵害していると評価される場合には、人格権の一つとしての平穏生活権の侵害」となる。第二に、「平穏生活権は、生命、身体を法的保護の対象とする身体権そのものではないが、生命、身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない権利、すなわち、身体権に直結した精神的人格権であるから、身体権に準じた重要性を有する…」。この論考においては、身体権に直結した平穏生活権の侵害は、身体権の侵害の場合に準じて差止請求権を生じるとしたが、損害賠償請求についても(要件は少し異なるかもしれないが)同様に解されるであろう。

### (2) 本件における身体権に直結した平穏生活権の侵害

吉村教授は、本件原発事故の損害論を上記「身体権に直結した平穏生活権」侵害のケースとして構成する考えを提示されているが、わたくしとしては、本

19) 淡路開久「人格権・環境権に基づく差止請求権」判例タイムズ1062号(2001年)150頁以下、同「廃棄物処分場をめぐる裁判の動向」環境と公害31巻2号(2000年)9頁以下。

20) 吉村・前掲注4)56頁以下。

件原子力事故(「…作用等」)によって侵害された法益は、地域において平穏な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権——そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる——および財産権を包摂した「包括的生活利益としての平穏生活権」が侵害されたケースとして考えることとしたい。

なお、本件においても、後述するように、「身体権に直結した平穏生活権」侵害のケースがある。

## 3 「包括的な生活利益としての平穏生活権」の侵害による損害

### (1) どのような特徴的な損害類型を導くか

それでは、本件原発事故によるこのような権利法益の侵害は、金銭評価のための個別的不利益としてどのような特徴的な損害類型を導くであろうか。本稿では、原賠ADRや福島原発賠償訴訟において主張されている主要な損害(個別性が強い営業損害や就労不能等による損害を除く)として、次のようなものがあると指摘した。

(i)被害者住民が、高濃度汚染地域にとどまっていた間に放射能汚染に曝露したことによる深刻な健康影響の不安(危惧感)、(ii)被害者住民が避難生活中に被った、そして被りつつある精神的損害、(iii)放射能汚染によって元の地域から他の地域へ移住を余儀なくされた被害者住民の地域コミュニティの喪失(地域生活利益の喪失と精神的苦痛)、(iv)移住を余儀なくされた被害者住民が他の地域で居住するための不動産損害、(v)環境損害(エコロジカル損害とも呼ばれる)。

### (2) 新たな損害類型についての考え方

そこで、前記それぞれの損害類型についての考え方を要約的に述べておこう。

(i)であげた損害には二種類ある。一つは、避難中に高濃度汚染地域で被曝したときの恐怖感であり、もう一つは、そのときの被曝が将来健康被害を引き起こすのではないかとという深刻な危惧感である。前者は、「恐怖の慰謝料」(日航ジャンボ機墜落事件で提起された)<sup>21)</sup>の問題としてとらえることができよう。後者は、「身体権に直結した精神的人格権」の侵害と考えられるべきであり、被曝の程度によっては賠償されるべき損害と解されよう。

(ii)は、避難慰謝料と呼ばれ、伝統的損害論では精神的損害の問題として解決

されるが、その内容は避難生活を余儀なくされたことから生じる精神的損害であり、従来の不法行為事例ではほとんど経験したことの無い被害である。原賠審の中間指針は、交通事故の場合の自賠責保険における入院の慰謝料を参考とした(それよりも少し下げて、一人当たり月10万円)が、避難生活の精神的苦痛と不便および経済的負担などは交通事故の入院事例とは著しく異なるであろう。その被害の実態をあるがままに把握し、賠償額に反映させる必要がある(原賠ADRへの申立や訴訟では、増額が主張されている)。

(iii)の地域コミュニティ喪失による損害は、「包括的生活利益としての平穩生活権」に包摂された「地域生活を享受する権利」(地域生活享受権)の侵害の結果として生じた損害である。地域コミュニティは、広範、多面的、複合的な役割・機能を果たしており(経済的・財産的側面から社会的、文化的、精神的側面まで、また、個人的・私的利益の側面から集团的利益や公的利益の側面まで)、地域住民にとってその全体が法的利益であり(包括的生活利益としての平穩生活権を構成する重要な権利利益の一つである)、地域生活享受権とも称すべき権利である。このことは、最近の文献や調査が明らかにしている。

このような地域コミュニティの破壊と喪失は、一方で、これまで享受してきた地域生活利益という法益を失わせる。地域生活利益には次のような法益が含まれている<sup>21)</sup>。

①生活費代替機能 コメ、野菜、飲料水などの自給・交換。財産的側面が強い。中間指針では、月10万円の精神的損害の慰謝料に生活費増大分が含まれていると説明しているが、含まれているとする根拠が明確でないだけでなく、

21) たとえば、浪江町の住民は、原発事故について正確な情報が与えられなかったため、避難途上高濃度汚染地域への避難を余儀なくされ、放射の汚染に曝露した。飯館村長泥地区の住民は、居住地域が、(旧)警戒区域と同程度の汚染レベルであったにもかかわらず、(旧)計画的避難区域に指定されて即時の避難指示がされなかったため、40日余りその地域に滞在し、汚染に曝露した。このようなケースでは、被災者は、将来にむけて深刻な身体的被害の恐れ・危惧を有するであろう。また、高濃度汚染地域に滞在中の事実を知ったときの恐怖感は、「恐怖の慰謝料」として、それ自体として賠償されるべきではないかと考えられる。淡路・前掲注4)5頁で述べた。

22) この点に関する中間指針の問題点については、浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号(2013年)9頁以下、吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格——審議経過から見えてくるもの」法律時報86巻5号(2014年)134頁以下。

23) 淡路・前掲注4)で述べた。

24) 淡路・前掲注4)参照。

指針が依拠したとする交通事故モデルでも、生活費増大分は含まれていないと考えられる(入院雑費等などは別に損害填補される)。したがって、月額10万円の精神的損害賠償の増額事由として評価しないのであれば、地域コミュニティ生活享受権の侵害の一つの事由として評価する必要がある。

②相互扶助・共助・福祉機能 複数世代家族内、集落共同体内で互いに面倒をみあい、防災・防犯を担いあい、福祉的役割を果たしてきた。財産的側面と精神的側面の両方がある。仮設住宅における避難生活では、この役割が大幅に失われ、家族の分断による生活費の増加、精神的苦痛、高齢者や被介護者についての共助の喪失による外部施設への委託による財産的費用の増加、精神的苦痛などが生じている。ふるさとに帰れないことになれば、これらの利益を究極的に喪失する。

③行政代替・補完機能 旧村落から維持されてきた「区」を中心とした活動など、清掃やまちづくりへの参加。これらは、集落の一体性という精神的安定と安心を維持していたが、これらが失われたことによって精神的苦痛や精神的安定への侵害を被った。

④人格発展機能 隣近所や地域の交流、集会や祭りなどの行事への参加など。地域コミュニティは、子ども、若年者にとっては人格形成と発展の機会であり、成人にとっては精神的平穩・精神的安定を保つ機会である。精神的側面が強い。

⑤環境保全・自然維持機能 水田や畑の利用と維持、里山の維持と管理は、自然環境を享受するという個人的利益のみならず、集团的利益、公益的利益をも喪失させた。財産的損害と精神的損害が生じる。

地域コミュニティの破壊と喪失は、以上のような法益を失わせるだけでなく、他方で、避難被害者に深刻なストレスや精神的苦痛を与える。たとえば、前掲「浪江町被害実態報告書」(30頁以下、59頁以下)には、自由記載欄において、コミュニティを喪失した町民の心情、家族関係の破壊、人間関係・社会機能の破壊、高齢者にとってのコミュニティ破壊、自然環境の破壊についての苦痛に満ちた心情等が語られている。自死事件に関する福島地裁平成26年8月26日判決は、ある避難者の自死という不幸な事案に関するが、被害者が自死に至った故郷喪失の心理的ストレスを詳細に認定している。

以上のような被害を直視すれば、地域コミュニティの喪失は、賠償されるべ

き精神的損害ないし無形の損害と理解されるべきである。<sup>25)</sup>

(iv)については、まず、居住用不動産損害として失った法益はなにかが問われよう。居住用の不動産(宅地、家屋)は、所有利益という法益と利用利益という法益によって二重包装されているが、本件原発事故被害地域における不動産について第一次的に発現してきたのは、「居住生活利益」としての利用利益である。住民は、長期間、相双地域において、居住生活利益を享受してきたのである。これは「包括的生活利益」に含まれている法益の一つであり、これを「居住生活権」と呼ぶことができる。したがって、不動産損害として住民が失った法益は、不動産所有権だけではなく、土地建物の利用利益を目的とする居住生活権ということになる。

居住生活利益は、事故により侵害された包括的生活利益に含まれていた法益の一つであり、賠償額算定のための重要な損害項目である。不法行為法の目的は、不法行為がなかったならばあったであろう状態にできる限り戻すことであり(原状回復の目的ないし理念)、金銭賠償主義の下では原状回復を可能とするような損害賠償の算定がなされるべきである。居住生活利益の侵害は、財産権の侵害であるだけでなく、生存権、人格権の侵害でもあり、その原状回復は、生活保障(生活の再建を可能とする最小限の保障)をも目的としなければならない。なお、差額説でも、法益状態の差額と考えれば、基本的に同じになる。

原状回復の方法としては、原物自体を回復させる原物賠償の方法(日本民法の金銭賠償主義——722条・417条——の下では否定される)、喪失した法益の交換価値を評価してその回復としての賠償をする方法、利用価値を評価して賠償する方

25) 原賠審自体、第四次追補で、「最終的に帰還するか否かを問わず、『長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等』を一括して賠償することとした」として、コミュニティ喪失による精神的苦痛が、精神的損害賠償の対象となることを認めている(1000万円の一括賠償)。地域生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛が精神的損害の対象になることを明示的に述べたことは妥当と考えられるが、指針が認めたこの一括賠償の性質がそれにあたるかどうかは、(必ずしも明確ではないが)疑問である。

政府避難指示区域が三つの区域に再編されたことは本文で述べたが、第二次追補では、その時から「第3期」とされ、三つの区域のうち「帰還困難区域」については、第3期の慰謝料として一人600万円の精神的損害の賠償が認められていたが、それは避難慰謝料の前払いと解されよう。それと第四次追補の一括賠償1000万円とが、期間経過前部分については額の調整がされているのであるから、この賠償はやはり避難慰謝料の前払いとしての性質をもつと解されるのではないと思われる。それに加えて、この精神的損害には本文で述べたような様々な地域生活利益を失ったことが考慮されていない。

法、原状回復ないしそれに近い状態を回復するための費用を評価して賠償する方法などがある。市場経済のもとでは、喪失した財物の価値は多くの場合に市場における交換価値に化体されていると解されるから、喪失した財物の価値を市場の交換価値によって金銭評価する方法が一般的である。しかし、原状回復を目的とする損害の金銭評価の方法は、それに限られるわけではなく、喪失した財物の利用価値が損害と解される場合もある。本件は、居住生活利益の喪失(居住生活権の侵害)が正面にでてくるケースであるから、原状回復の目的ないし理念に従い、出来る限り元の居住生活に近い状態に戻せるような賠償方法(窪田・注26)文献は原状回復費用の賠償と呼ばれる)が検討されるべきである。

(v)の環境損害は、放射能汚染された自然としての森林、原野、野生動物の汚染からの回復の問題として、今後課題が残されている。

(あわじ・たけひさ 立教大学名誉教授)

26) 利用価値アプローチについては、窪田充見「原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害」法律時報86巻9号(2013年)110頁以下〔本書第3章3〕。

除染特措法 → 放射性物質汚染対処特措法  
 除染特別地域 .....231, 243  
 生活内避難 .....293  
 生業訴訟 .....245  
 政策志向型訴訟 .....173  
 政府事故調 .....56  
 政府の指示による避難 .....211  
 責任集中 .....76  
 ゼロリスク .....72  
 全損 .....141  
 泉南アスベスト訴訟 .....71, 83  
 線量問題 .....217  
 総括委員会 .....257  
 想定外 .....58  
 相当因果関係 .....18, 106  
 総括基準 .....263  
 損害軽減義務 .....163, 187  
 損害事実説 .....19

た行

滞在者 .....222  
 代替性 .....119, 162  
 宅地の損害 .....277  
 段階的規制 .....95  
 築豊じん肺訴訟 .....71, 83, 89  
 中間指針 .....16, 101, 125, 262  
 抽象的計算方法 .....153  
 懲罰的損害賠償 .....166  
 通常損害 .....184  
 敦賀原発漏出事故 .....177  
 電気事業法 .....69, 90  
 東海村 JCO 事故 .....47, 178  
 東電の過失 .....52  
 特別損害 .....184

な行

浪江町(住民)調査 .....2, 135, 297  
 浪江町の集団申し立て .....138  
 日常生活阻害慰謝料 .....132, 201, 272  
 日本環境会議 .....1  
 二本松 S ゴルフ場事件 .....253  
 農地・森林除染 .....234

は行

賠償終期問題 .....273

バックフィット .....80  
 パネル .....257  
 非常用ディーゼル発電機 .....98  
 PTSD .....136  
 避難慰謝料 .....123  
 避難指示区域 .....12, 36  
 避難者訴訟 .....65  
 避難にともなう損害 .....210  
 避難の合理性 .....212  
     科学的合理性 .....214  
     社会的合理性 .....214  
 被ばく .....227  
 不安 .....214  
 風評被害 .....40, 116, 175  
 不可抗力 .....46  
 福島原発事故賠償問題研究会 .....1  
 福島県中通りの母親調査 .....293  
 復興庁調査 .....287  
 物的損害 .....141  
 ふるさとの喪失 .....34, 189  
 ふるさと喪失(の)慰謝料 .....199, 209, 275  
 故郷喪失慰謝料 → こきょう—  
 平穏生活権 .....4, 22, 108, 224, 252  
 妨害排除請求 .....251  
 包括慰謝料 .....106, 209  
 包括請求論 .....3  
 包括的生活利益 .....21, 107  
 放射性物質汚染対処特措法 .....231, 243  
 放射線防護 .....228

ま・や・ら行

民事訴訟法 248 条 .....188  
 無過失責任 .....44  
 無形損害 .....187  
 無限責任 .....44  
 予防原則 .....114, 218  
 リスク .....115  
 リスク認知 .....215  
 利用価値アプローチ .....142  
 和解仲介室 .....257

編者

淡路剛久(あわじ・たけひさ) 立教大学名誉教授  
 吉村良一(よしむら・りょういち) 立命館大学大学院法務研究科教授  
 除本理史(よけもと・まさふみ) 大阪市立大学大学院経営学研究科教授

福島原発事故賠償の研究

2015年5月25日 第1版第1刷発行

編者—淡路剛久・吉村良一・除本理史  
 発行者—串崎 浩  
 発行所—株式会社日本評論社  
     〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4  
     電話 03-3987-8621(販売)  
     FAX 03-3987-8590  
     振替 00100-3-16  
 印刷—精興社  
 製本—精光堂

Printed in Japan © T. Awaji, R. Yoshimura, M. Yokemoto 2015

装幀/有田睦美  
 ISBN 978-4-535-52093-6

【COPY】(社) 出版者著作権管理機構 委託出版物  
 本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(社) 出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@copy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキヤニング等の行為によりデジタル化することは、個人の家内での利用であっても、一切認められておりません。